

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	五〇九
○福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則	
告 示	
○県基幹統計調査の事項を変更する件	五〇
○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件	五〇
○生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件	五〇
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	五一
○水防警報を発する河川を指定する件	五一
公 告	
○地方税法により特約業者の指定を取り消した件	五一
○落札者を決定した件二件	五二
○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件	五三
○農用地保全施設等の管理規程の変更を認可した件	五三
福島県教育委員会教育長	
○一般競争入札を行う件	五四
福島県選挙管理委員会	
○不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件	五六
○不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件	五六

規 則

福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月三日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第八十二号

福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則

福島県農業総合センター農業短期大学校規則（昭和六十二年福島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表共通専門科目の項中

食品製造 卒業論文	一〇	一	一五〇
--------------	----	---	-----

を

食品製造 スマート農業実践 GAP概論 卒業論文	一〇	一一	一五〇	一五	一五
-----------------------------------	----	----	-----	----	----

に、

小 計	三四	四九五	九〇
-----	----	-----	----

を

小 計	三七	五二五	九〇
-----	----	-----	----

同表共通・専門合計の項中

一〇〇	九七五	三〇	一、五三〇
二〇五	一一、〇三	五	一、五三七

を

一〇二	一、〇〇五	三〇	一、五三〇
二〇七	一一、〇〇六	五	一、五三七

項中

一、二、七二五
一、八二〇

を

一、二、七四五
一、八五〇

に改め、同表合計の

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 令和四年三月三十一日に福島県農業総合センター農業短期大学校に在学している者で、引き続き同日以後在学することとなるものに係る授業科目及び単位数については、改正後の福島県農業総合センター農業短期大学校規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(農業担い手課)

告 示

福島県告示第七百六十九号

福島県統計調査条例施行規則(平成二十一年福島県規則第三十九号)第三条第一項の規定により、県基幹統計調査についての事項を次のとおり変更する。
令和三年十二月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 調査の名称及び目的
 - 1 名称 商品流通調査
 - 2 目的 福島県産業連関表を作成するための基礎資料として、地域間における商品流通の状況を把握することを目的とする。
- 二 調査の対象の範囲
 - (変更前) 日本標準産業分類に定める製造業であり、かつ、経済産業省が作成した製造業に係る商品流通調査対象事業所名簿に記載された県内の事業所。
 - (変更後) 日本標準産業分類に定める製造業であり、かつ、福島県が作成した商品流通調査母集団名簿に記載された県内の事業所。
- 三 報告を求める事項
 - 1 製造品の生産額、自工場消費額、国内向け出荷額及び輸送向け出荷額の年間実績
 - 2 (変更前) 製造品の最終消費地域別出荷内訳及び業種別出荷内訳の年間実績
(変更後) 製造品の消費地別構成比
- 四 報告を求める者
 - 二に掲げる事業所を有する者のうち知事が有意に抽出した者
- 五 報告を求めるための用いる方法
 - (変更前) 四に掲げる者から郵送で調査票の提出を受ける。
 - (変更後) 四に掲げる者から郵送又は電子メールで調査票の提出を受ける。

六 調査の周期及び実施期間

- 1 調査の周期 五年
- 2 調査の実施期間
 - (変更前) 対象年の十月一日から同月末日まで
 - (変更後) 対象年の翌年の一月一日から同年二月十八日まで

(統計課)

福島県告示第七百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和三年十二月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
介護老人保健施設三春南東北リハビリテーションセンター	田村郡三春町大字山田字クルミヤツ三一三	一般財団法人脳神経疾患研究所	郡山市八山田七一一五	令和三年二月一日	訪問リハビリテーション

(社会福祉課)

福島県告示第七百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。
令和三年十二月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
福島県厚生農業協同組合連合会 坂下厚生総合病院併設介護老人保健施設なごみ	河沼郡会津坂下町字逆水五〇	河沼郡会津坂下町字上柳田二二一〇一一	福島県厚生農業協同組合連合会	福島市飯坂町平野字三枚長一一
福島県厚生農業協同組合連合会 坂下訪問看護ステーション	河沼郡会津坂下町字逆水五〇	河沼郡会津坂下町字上柳田二二一〇一一	福島県厚生農業協同組合連合会	福島市飯坂町平野字三枚長一一
福島県厚生農業協同組合連合会 坂下厚生総合病院居宅介護支援事業所	河沼郡会津坂下町字逆水五〇	河沼郡会津坂下町字上柳田二二一〇一一	福島県厚生農業協同組合連合会	福島市飯坂町平野字三枚長一一

(社会福祉課)

福島県告示第七百七十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年十二月三日から令和四年四月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル浜田店 福島県福島市浜田町六一番地
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 善興

福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
(変更後) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市谷島町五番四二号

- 三 変更した年月日
令和三年二月十一日
- 四 届出年月日
令和三年十一月八日
- 五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百七十三号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、水防警報を発する河川として、次の河川を指定する。

令和三年十二月三日

福島県知事 内堀雅雄

河川名	区	域
河川名	区	域
杉田川	左岸 東北自動車道から阿武隈川合流点まで 右岸 東北自動車道から阿武隈川合流点まで	
広瀬川	左岸 伊達郡川俣町大綱木字向ノ入から伊達市梁川町字上川原まで 右岸 伊達郡川俣町大綱木字鈴前から伊達市梁川町字鶴ヶ岡まで	
伝樋川	左岸 伊達市梁川町新田字鈴竹(鈴竹橋)から広瀬川合流点まで 右岸 伊達市梁川町新田字鈴竹(鈴竹橋)から広瀬川合流点まで	

(河川整備課)

公 告

公告第二百三十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和三年十二月三日

福島県知事 内堀雅雄

日化トレーディング株式会社	氏名又は名称
飯泉 展	代表者の氏名
いわき市小名浜字隼人五〇番地の四	主たる事務所又は事業所の所在地
令和三年一〇月一日	指定取消年月日

(税 務 課)

公告第237号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか6施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年12月3日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県立テクノアカデミー郡山ほか6施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県商工労働部商工労働総室商工総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額
41,173,650円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年9月10日

(商工総務課)

公告第238号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規

則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年12月3日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ロボット学習システム一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年11月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
美和電気工業株式会社 東京都新宿区新宿一丁目8番5号新宿御苑室町ビル6階
- 5 落札金額
35,530,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年10月1日

（入札用度課）

公告第二百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
令和三年十二月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル浜田店 福島県福島市浜田町六一番地
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
三千二百二十四平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和三年十一月八日
- 五 届出年月日
令和三年十一月八日
- 六 届出をした者
株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

公告第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、安積疏水施設管理規程の変更について、令和三年十一月十七日次のとおり認可した。
令和三年十二月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 管理規程を定めた者の名称
安積疏水土地改良区
 - 二 管理規程の概要
 - 1 放流及び取水に関する事項
頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月二十六日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。
 - 2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
 - 3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。
- 干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、

福島県教育委員会教育長

- 4 その指示により措置するものとする。
その他施設の管理に関し必要な事項
頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。
(農村計画課)

公告第9号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける新時代の学校におけるICT環境研究開発事業に係る大型提示装置等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年12月3日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 入札に付する事項

- 借入物品の名称及び数量 新時代の学校におけるICT環境研究開発事業に係る大型提示装置等 一式（搬入、導入、設置、調整、撤去等を含む。）
- 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 借入期間 令和4年3月1日から令和10年2月29日まで
- 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- この公告の日から過去3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有す

- る者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年12月27日（月）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県庁西庁舎3階 福島県教育庁高校教育課
電話024-521-7772
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和3年12月3日（金）から同月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙28枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年12月17日（金）午後4時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和4年1月21日（金）午前11時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎4階教育総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年1月18日（火）午後4時までに次に掲げる場所に必着のこと。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県庁西庁舎3階 福島県教育庁財務課
電話024-521-7754
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Projectors and other equipment for a project in research and development of ICT environments in schools of the new era including its delivery, implementation, installation, adjustment, and removal, etc. 1 set
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 21 January 2022
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 18 January 2022
 - (4) Contact point for the notice: High School Education Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-7772
- (高 校 教 育 課)

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

福島県選挙管理委員会告示第九十七号
 福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。
 令和三年十二月三日

福島県選挙管理委員会
 委員長 遠藤 俊 博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	閉 鎖 年 月 日
石川町立養護老人ホーム 長生園	石川郡石川町字塩ノ平二 〇一 番 地 の 一	令 和 三 年 九 月 三 〇 日

福島県選挙管理委員会告示第九十八号
 福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。
 令和三年十二月三日

福島県選挙管理委員会
 委員長 遠藤 俊 博

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
福島県厚生農業協同組合 連合会 介護老人保健施設なごみ 会津坂下町字逆水五〇番 地	福島県厚生農業協同組合 連合会 介護老人保健施設なごみ 会津坂下町字上柳田二二 一〇一 一	令 和 三 年 一 一 月 一 日